

後期高齢者医療制度

問合先
●大阪府後期高齢者医療
広域連合(保険料)：☎06・
4790・2028、健康
診査・人間ドック：☎06・
4790・2031
●国保年金課

■8月から後期高齢者医療被保険者証が変わります

現在の被保険者証(橙色)の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(薄緑色)は7月中に送付し、届いた日から使用できます。

■7月中旬に保険料額決定通知書・納付通知書を送付します

納付方法

●特別徴収：年金からの天引き
●普通徴収：7月～翌年3月の各納期限(全納の場合は7月31日)までに納付書または口座振替

■保険料の軽減

①世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(51,649円)が下表の通り軽減されます。

●基礎控除額などは、税法改正などで変動することがあります。
●軽減を判断する「総所得金額等」には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法

所得の判定区分	軽減割合	均等割額(年額)
①下欄②に属する人で、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得が0円	9割	5,164円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が33万円以下	8.5割	7,747円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+26万5千円×被保険者数)以下	5割	25,824円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+48万円×被保険者数)以下	2割	41,319円

(表1) 一部負担金の割合・自己負担限度額

対象	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(*1)	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(*2)
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(*3)			15,000円

※月の途中で75歳になる人は半額となります。

(*1) 同一世帯に課税標準額(地方税法上の各種控除後の所得)145万円以上の被保険者がいる人(ただし、所得などの条件により、一般になる場合があります)

(*2) 過去12ヵ月に3回以上該当した場合、4回目以降は44,400円

(*3) 住民税非課税世帯に属し、世帯員全員の各所得が0円(公的年金控除は80万円として計算)である人または、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者

(表2) 入院時の食事代

※適用を受けるためには、窓口での手続きが必要

世帯の課税状況	対象	標準負担額(1食あたり)	
課税	現役並み所得者一般	360円	
	指定難病患者(*4)	260円	
非課税	低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	210円	過去12ヵ月の入院日数が90日以内
		160円	過去12ヵ月の入院日数が90日を超える
	低所得Ⅰ	100円	

(*4) 平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病棟に入院しており引き続き入院する人も対象になります。

(表3) 療養病床に入院時の食事・住居費

世帯の課税状況	対象	食費(1食あたり)	住居費(1日あたり)
課税	現役並み所得者一般	460円(*5)	320円
非課税	低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	210円	
	低所得Ⅰ	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

(*5) 管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は420円の自己負担です。

上の規定は適用されません。
●国民健康保険と同様に、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

●世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

②所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下(年金収入のみの場合)、その収入が211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減されます。

③後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶

養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

■基準収入額適用申請

次のいずれかに該当する「現役並み所得者」は、申請すると「一般(1割負担)」になります。(表1)

〔同一世帯内で

被保険者が1人の場合

●被保険者の収入額が383万円未満

●被保険者の収入額が383万円以上で、被保険者本人および同一世帯に属する70～74歳の人の収入合計額が520万円未満

〔同一世帯内で

被保険者が2人以上の場合

●被保険者の収入合計額が520万円未満

■非課税世帯に属する人の医療費・食事代

低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人が申請すると、医療費や食事代

が自己負担限度額まで減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。新たに該当する人が申請してください。(表1・2)

現在使用している認定証の有効期限は7月31日(日)です。引き続き対象になる人には、自動的に新しい認定証を送付します。

■療養病床に入院したとき

食費と住居費の一部が自己負担となります。(表3)

ただし、入院医療の必要性が高い人は表2の「入院時の食事代」のみ負担となります。